

## 後援等名義使用承認事業に係るチラシ配布基準

### (趣旨)

- ここに定める基準は、川越市教育委員会が後援等名義使用を承認した事業について、団体から文書によるチラシ等の配布依頼があった場合の取扱いについて示すものである。

### (配布基準)

- 以下の(1)から(5)のいずれかに該当する場合は、配布することができるものとする。
  - 川越市又は川越市教育委員会の組織が関わる事業
  - 国や埼玉県などの関係機関や団体が主催する事業
  - 国や埼玉県教育委員会、他市町村教育委員会などの教育関係機関や団体主催する事業
  - 川越市又は川越市教育委員会と密接に関係する機関が主催する事業
  - その他、上記の(1)から(4)と同等の事業であると教育総務課長が認めた場合

### (配布方法)

- 市立学校の全児童生徒へ配布する場合は、35部ずつに仕分けしたものを学年単位で梱包し、その他の施設へ配布する場合は施設ごとに梱包して、教育総務課へ送付するよう各団体へ指示する。

### (実施)

- 本基準は、令和5年4月1日から適用する。

ただし、令和5年3月31日以前に川越市教育委員会が後援等名義使用を許可した事業についてはこの限りではない。